

現場代理人の兼務要件の緩和について

令和4年12月
岩国市契約監理課

建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布されました。

つきましては、本改正に合わせて岩国市が発注する公共工事の現場代理人の兼務に関する要件の一部を改正し、下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いします。

【緩和する要件の内容】

岩国市現場代理人等取扱要領第4条第1号ウ（イ）に規定する工事の現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することができる請負代金額について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満に引き上げる。

なお、現場代理人が監理技術者等（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）を兼ねる場合は、関連する法令並びに施工条件及び指示事項等による規定を合わせて適用するものとする。

【対象とする工事】

請負契約の時点にかかわらず、令和5年1月1日以降は、全ての工事について改正後の金額要件を適用する。

ただし、現場代理人及び監理技術者等の途中変更についての要件が緩和されるものではありません。